

昭和二十二年八月二十二日
答 弁 第 五 号

(質問の 五)

内閣衆甲第八二号

昭和二十二年八月二十二日

内閣総理大臣 片山 哲

衆議院議長 松岡 駒吉 殿

衆議院議員加藤静雄君提出菊花紋章の標示に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤靜雄君提出菊花紋章の標示に関する質問に対する答弁書

新憲法施行後なお各種の通貨、印紙及び郵券に菊花紋章を標示することは適當でないと考え、政府は、すでに郵便切手等郵券については今後新に発行する凶案には菊花紋章を標示しないことに措置し、現に過日発行した貿易再開記念切手にはこれを標示しなかつた。通貨についてもまた、今後新たな様式を以て製造に著手するものについてはこれを標示しないよう措置する方針である。